

J Aあきがわ組合員カード利用規約

この規約は、JAあきがわ組合員カードの利用方法等について規定します。

(組合員カード)

- 組合員カードは、原則としてすべての組合員にお渡しいたします。
- 組合員カードは、当JA所定の手続きを経て組合員になられた方に発行します。
- 組合員カードはキャッシュカードやクレジットカードではございません。
- 組合員カード発行費は初回無料です。また、年会費はございません。
- 組合員カードの権利は譲渡することができません。

(ご利用方法)

- 金融店舗窓口で組合員カードをご提示いただくと、当JA本支店あて・他金融機関あての振込手数料（窓口扱）が割引になります。
- 経済センター「マイム」・五日市経済センター「あいな」・日の出経済センター「ぐりむ」において、組合員特別価格商品を購入することができます。
※組合員カードのご提示が無いと、特別価格になりません。

(組合員カードの再発行)

- 最寄りの当JA各支店の店頭に、ご本人様の確認書類・お届け印をご持参のうえ、再発行依頼書に記入・押印し、再発行手続きをお願いします。
- 組合員カードの再発行には所定の手数料を頂きます。
- 組合員カードの再発行手続きを行ったのち、旧カードが発見された場合には、最寄りの当JA各支店へご持参下さい。
- 手続き後は再発行までに時間を要するため、発行時には改めてご連絡いたします。

(その他)

- 組合員の皆様の個人情報は、当JAの情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づいて厳格に管理いたします。

秋川農業協同組合
(2026年2月1日現在)